

○職員懲戒の方法及び効果に関する条例

(昭和47年 5月 1日条例第 8号)

改正 平成11年11月 9日条例第 2号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第29条第4項の規定に基づき、職員懲戒の方法及び効果について必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 職員懲戒の方法及び効果については、職員懲戒の方法及び効果に関する条例（昭和46年上越市条例第114号）を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成11年11月9日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第1条の規定は、平成11年10月1日から適用する。